

## 高知県農業経営負担軽減支援資金取扱要綱

### 第1 趣旨及び目的

この要綱は、経営意欲及び能力を有しながら、経済環境の変化等により負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う償還負担の軽減を図るために必要な資金であって、農業協同組合等系統金融機関をはじめとする民間金融機関（以下「融資機関」という。）が貸し付ける資金（農業経営負担軽減支援資金。以下「本資金」という。）について、高知県農業負債整理関係資金基本要綱（平成19年6月4日付け19高協指第110号高知県農業振興部長通知。以下「基本要綱」という。）及び高知県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成13年高知県規則第173号。以下「利子補給規則」という。）に定めるもののほか、本資金の取扱いについて定めるものであり、県が融資機関に対して利子補給を行うことにより、効率的かつ安定的な経営体の育成に資することを目的とする。

### 第2 資金の貸付条件

本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

#### 1 貸付対象者

本資金の貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものと認められる者を除く。

##### (1) 個人であって、次に掲げる全ての要件を満たす者

ア 農業経営の改善に取り組む意欲及び能力を有している者であって、基本要綱第3の1の経営改善計画書を作成し、その確実な実行及び本資金の確実な償還が見込まれること。

イ 農業所得が総所得の過半を占めていること。

ウ 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

##### (2) 法人であって、次に掲げる全ての要件を満たす者

ア (1)のア及びエの要件を満たすこと。

イ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

##### (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認め

る者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に協力する意向が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）

## 2 資金使途

本資金の使途は、営農負債（次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債である場合にあっては、その貸付利率が年5.0パーセント以下のものを除く。）の借換えとする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が融通する資金
- (2) 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資金であって、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第2に規定する内容に合致する農業近代化資金及び農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する農業近代化資金並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成17年法律第16号）第1条の規定による改正前の農業近代化資金助成法第2条第3項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）
- (3) 経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第4項の経営資金をいう。）
- (4) 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下この号において「平成22年改正法」という。）第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法第2条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたもの及び平成22年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により貸し付けられたものに限る。）及び農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律（平成14年法律第51号）第3条の規定による改正前の農業改良資金助成法第2条に規定する資金をいう。）
- (5) 青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。）
- (6) その他国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金、国の補助金を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

## 3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

- (3) 銀行
  - (4) 信用金庫
  - (5) 信用協同組合
- 4 貸付条件
- 本資金の貸付条件は、次のとおりとする。
- (1) 貸付限度額

貸付限度額は、2に規定する営農負債の残高とする。

  - (2) 償還期限及び据置期間

償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は10年以内とし、据置期間は3年以内とする。ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を15年以内とすることができます。

  - (3) 償還方法

償還方法は、原則として元金均等とする。

  - (4) 貸付利率

貸付利率は、農業近代化資金の貸付利率とする。

### 第3 利子補給承認手続

- 1 融資機関は、基本要綱第4の2の経営診断の結果を受け、融資の諾否を決定し、融資を実行する場合は、別記第1－1号様式による高知県農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（以下「承認申請書」という。）及び別記第2号様式による経営改善計画に関する要件書を作成して県に提出しなければならない。
- 2 知事は、承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、利子補給の諾否を決定し、別記第3－1号様式による農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書を融資機関に送付するとともに、高知県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証が付される場合は、基金協会にその旨を通知するものとする。
- 3 本資金貸付後における別記第6号様式で定める農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書（以下「利子補給契約書」という。）第4条による弁済期限等の変更は、別記第1－2号様式による農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認申請書（以下「利子補給変更承認申請書」という。）により県の承認を受けるものとする。ただし、変更にあたっては、事前に高知県農業負債整理関係資金融資審査会において、計画変更が適当と認められた場合に限り適用するものとするが、償還期限及び据置期間の延長は、第2の4の（2）で定められた期限以内とする。
- 4 県は、利子補給変更承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、適当であると認めた場合には、別記第3－2号様式による農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認書を融資機関に送付するとともに、基金協会にその旨を通知するものとする。

### 第4 貸付実行

- 1 融資機関は、第3の2の規定による利子補給の承認に基づき、貸付けを実行しなければならない。
- 2 融資機関は、貸付実行に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 貸付実行は、知事の利子補給承認後に行わなければならないこと。
  - (2) 融資機関は、貸付金の管理について十分留意するとともに、貸付台帳、借用証書そ

の他関係書類を整備しておかなければならぬこと。

- 3 融資機関は、貸付けを実行したときは、速やかに別記第4号様式による農業経営負担軽減支援資金貸付実行報告書を知事に提出しなければならない。
- 4 融資機関は、利子補給の承認の際に付された条件により貸付けを行わないことを決定したものについては、速やかに別記第5号様式による農業経営負担軽減支援資金貸付不実行報告書を知事に提出しなければならない。

## 第5 利子補給契約

融資機関は、本資金を農業者等に融資することにより、県から当該融資に対する利子補給を受けようとする場合は、利子補給規則に定めるところにより、県との間に別記第6号様式による利子補給契約書を締結しなければならない。

## 第6 利子補給金の交付

- 1 県は、利子補給規則及び融資機関との利子補給契約書に基づき、当該融資機関に対して農業経営負担軽減支援資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付する。なお、利子補給率は、利子補給規則に定めるとおりとする。
- 2 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、別記第7号様式による農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付請求書を県に提出しなければならない。
- 3 県は、2の規定による請求書を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。

## 第7 書類等の検査及び報告

知事は、必要があると認めたときは、本資金を借り入れた農業者及び融資機関の関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。

## 第8 利子補給の返還等

- 1 知事は、融資機関がこの要綱に違反したと認めるときは、当該融資機関に交付すべき利子補給金の全額若しくは一部の交付を打切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 2 知事は、本資金の借入者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該貸付金に対する利子補給金の交付を打ち切ることができる。
  - (1) 本資金を貸付対象となった事業以外の目的に使用したとき。
  - (2) 虚偽の借入申込内容により借入れをしたとき。

## 第9 他の制度資金との関係

- 1 本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けてないものとする。
- 2 第2の1に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

## 第 10 委任

この要綱に定めるもののほか、本資金の利子補給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成 13 年 12 月 7 日から施行する。

#### (要綱の廃止)

2 高知県農家負担軽減支援特別資金取扱要綱については、廃止する。

3 廃止前に知事が承認した高知県農家負担軽減支援特別資金については、廃止後も、なお、その効力を有する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 10 月 22 日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 20 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に貸付けられた農業経営負担軽減支援資金の取扱いについては、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 4 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 5 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 7 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 19 日から施行し、同月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 19 日から施行する。